

圏域についての考え方

資料4

(現況)

総合計画	地域福祉	高齢		障害	医療	防災
コミュニティ圏域	<ul style="list-style-type: none"> 小学校区を基礎単位に、段階的に広がるものとして階層的に設定。 地域での見守りが行える範囲(民生委員、小地域福祉委員会等) 	日常生活圏域	協議体	障害保健福祉圏域	医療圏域	<ul style="list-style-type: none"> 年に一度、小学校区ごとに防災訓練を実施 自主防災会は自治会規模以上で結成 消防団
<ul style="list-style-type: none"> 地域自治的な圏域として、徒歩圏での活動が容易な範囲。 		<ul style="list-style-type: none"> 住民が日常生活を営んでいる地域として、諸条件を勘案して定める区域(介護保険法) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援サービス体制として設置するもの(介護保険法) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村だけでは対応困難な各種のサービスの、広域的な提供網を築くために設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 病床の整備を図るために都道府県が定めるもの(医療法) 	
<ul style="list-style-type: none"> 5小学校区 	<ul style="list-style-type: none"> 山城南圏域(木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村) 精華町域 3中学校区(せいか地域福祉ドットコム) 5小学校区 自治会 	<ul style="list-style-type: none"> A 圏域(精北・川西小学校区) B 圏域(精華台・山田荘・東光小学校区) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1層：生活支援コーディネーター(町内全域) 第2層：生活支援コーディネーター(日常生活圏域) 	<ul style="list-style-type: none"> 山城南圏域(木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村) 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府(第三次医療圏) 山城南医療圏(第二次医療圏) 精華町域(第一次医療圏;法規定なし) 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団については、3分団で構成 第1分団(北部) 第2分団(中部) 第3分団(南部)

第3次計画での圏域設定(案)

地域福祉の圏域		総合計画	高齢	障害	医療	防災
近隣	隣近所、自治会	—	—	—	—	—
コミュニティ圏域	小学校区	コミュニティ圏域	—	—	—	—
サービス圏域	中学校区程度		A・B圏域、第2層	—	—	消防分団
全町	精華町域	—	第1層	—	(第一次医療圏)	—
圏域連携	山城南圏域	—		山城南圏域	山城南医療圏	—

